

せいかつ ほ ご 生活保護のしおり

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう かいしけってい う かた
～生活保護を受給中または開始決定を受けた方へ～

たなべしふくしじむしょ 【田辺市福祉事務所】

ゆうびんばんごう
〒郵便番号 646-8545

じゅうしょ たなべしひがしやまいっちょうめ ばん ごう
住所 田辺市東山一丁目5番1号

でんわ
電話 (0739) 26-4903

せいかつ ほ ご せいどせつめいしゃ
○生活保護制度説明者

ちくたんとう
○地区担当ケースワーカー

もくじ <目次>

1. 生活保護制度とは何か？・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2. 生活保護の目的～経済的・社会的自立～・・・・・・・・・・ 2
3. 生活保護に関する相談先について・・・・・・・・・・ 3
4. 生活保護受給者の権利について・・・・・・・・・・ 4
5. 生活保護の種類および内容について・・・・・・・・・・ 5
6. 生活保護の受給中に守っていただくこと・・・・・・・・ 13
7. 生活保護費の減額および徴収について・・・・・・・・ 18
8. 生活保護受給中にケガや病気になった場合について・・・・ 21
9. 生活保護受給中に介護が必要になった場合について・・・・ 23
10. 生活保護の停止または廃止の際に必要な手続きについて・・・・ 24
11. 生活保護に関する不服申し立てについて・・・・・・・・ 25

1. 生活保護制度とは何か？

○ 生活保護とは、日本国憲法第25条第1項が定める「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」という理念に基づき、すべての日本国民が自立した生活が営めるよう、一定の給付が受けられることを法律上の権利として保障した国の制度です。

○ 生活保護にかかる費用は国民の税金でまかなわれており、生活保護受給者には様々な権利が保障されていると同時に、守っていただかなければならない義務があります。

2. 生活保護の目的～経済的・社会的自立～

- 生活保護は、生活保護法第1条が定めるとおり「すべての国民
に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低
限度の生活を保障するとともに、その自立を助長すること」を
目的とした制度であり、単なる金銭等の支給のみではなく、すべて
の国民に自分の力または他の方法で自立した生活ができるよう
支援することを目的とした制度となっています。

- したがって、生活保護受給者は、その能力に応じて就労等に
よる経済的自立を目指し、また、健康で安定した生活を送ることに
よる日常生活の自立及び社会との積極的な関わりを持つことに
よる社会的自立を図ることになります。

3. 生活保護に関する相談先について

○ 生活保護制度について詳しく知りたいなど、生活保護に関するお問

い合わせはご相談を希望される方は、福祉事務所に相談ください。

生活保護受給者に対しては、福祉事務所の職員であるケースワ

ーカーが家庭訪問を行うので、その際にもご相談いただけます。

また、お住まいの地域の民生委員を通じてご相談いただくこともできます。

○ ケースワーカーなど福祉事務所の職員はすべて公務員であり、相談

について守秘義務が課されているため、相談の秘密は必ず守られます。

民生委員についても、民生委員法第15条で守秘義務が課せられてい

ますので、相談の秘密は守られます。

4. 生活保護受給者の権利について

- 生活保護受給者は、正当な理由なく生活保護費を減額され、また、生活保護の停止および廃止の処分を受けることはありません。
- 生活保護費として受け取った金銭等については、それに税金を課されたり、差し押さえの対象となったりすることはありません。
- 生活保護受給者は、福祉事務所およびケースワーカーから正当な理由なく義務を課され、または、権利を制限されることはありません。

5. 生活保護の種類および内容について

○ 生活保護については、おおむね以下の8種類の扶助（給付）が認められており、これらは原則として現金（口座振替を含む。）で支給されます。

① 生活扶助

◆ 食費、衣服、光熱費といった日常生活のために一般に必要となる費用（いわゆる生活費に当たる費用）。

このほか、炊事用具や冷暖房器具が急に必要となった場合の費用（家具什器費）や常時失禁者の紙おむつ代（被服費）といった、日常生活費とは別に一時的に必要となる費用が支給される場合があります。

ただし、生活保護受給中に家電製品等、生活用品の購入や買い替え、修理の費用等は対象となりません。保護費のやり繰りによって計画的に購入するように努めてください。

※ 生活扶助については、以下の場合などに扶助費が加算（増額）さ

れることがあります。詳しくは福祉事務所にご相談ください。

・ 障害基礎年金を受給可能な程度の障害がある障害者がい

る世帯（障害者加算）

・ ひとり親世帯（母子家庭・父子家庭）（母子加算）

・ 児童（18歳未満の子など）を養育している世帯（児童養育加算）

・ 介護保険の第1号被保険者がいる世帯（介護保険料加算）

じゅうたくふじょ
② 住 宅 扶 助

◆ アパートの家賃や自宅の地代といった賃料や自宅の修繕費、
けいやくこうしんりょう じゅうきょ かくほ ひつよう ひよう きょうえきひ
契約更新料といった住居の確保のために必要な費用（共益費や
かんりひ ちんりょういがい ひよう ふく
管理費といった賃料以外の費用は含まない。）

なお、とくべつ じじょう ばあい しききん れいきん
特別な事情がある場合には、敷金および礼金といった
てんきょ ひつよう ひよう みと ばあい
転居のために必要となる費用も認められる場合があります。

③ 医療扶助

- ◆ 病気やケガの治療代や薬代などの費用（医療費）
- ◆ 医療器具（コルセットやメガネ等）を購入するための費用
- ◆ 通院するための電車やバス（特別に認められた場合はタクシーも可能）など通院のための交通費に相当する費用（通院移送費）

※ 医療扶助のうち、医療費及び医療器具は現金による支給ではなく、福祉事務所が発行する『医療券』を持って生活保護法で指定された医療機関で診療を受けるなど現物支給となります。

また、医療扶助により医療を受けた場合に調剤される薬は、医師の特別な指示がある場合を除き、後発医薬品（ジェネリック医薬品）となります。

このほか、自立支援医療等の支給認定を受けている、または受けることができる病気やケガの治療については、医療扶助ではなく自立支援医療制度等の認定される制度を優先して使ってください。

④ 教育扶助

- ◆ 義務教育中の児童・生徒のために教材（教科書や副読本など）や学用品（筆記用具など）を購入する場合などの費用
- ◆ 給食費、通学のための道具および交通費などの費用
- ◆ 校外活動参加費、学習支援費（課外学習や部活動など）の費用

※ 小中学校などに入學予定の18歳未満の子がいる世帯には、

教育扶助とは別に「入學準備金」が給付される場合があります。

詳しくは福祉事務所にお尋ねください。

⑤ 介護扶助

◆ 介護サービスを利用するための費用（介護保険制度の利用にかかるもので、実費相当額の範囲に限る。）。

(1) 65歳以上の方（原因を問わず介護や支援が必要な方）

介護保険サービスを利用することができ、介護保険の自己負担分は介護扶助として支給されます。

(2) 40歳以上65歳未満の方

（特定疾病が原因で介護や支援が必要な方）

特定疾病（脳血管疾患・初老期認知症など）が原因で介護が必要となった方も、同様のサービスを介護扶助で利用できます。

ただし、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療受給者証などをお持ちの場合、障害福祉サービスと介護保険で重複するサービスについては、障害福祉サービスが優先されます。

※ 介護扶助は一部を除き、現金で支給されるのではなく、在宅サービスや施設を利用するといった形で支給になります。

⑥ ^{しゅっさんふじょ} 出産扶助

- ◆ ^{しゅっさん} 出産 ^{かん} に関する ^{ひよう} 費用（^{しゅっさんじ} 出産時に ^{びやういん} 病院 や ^{じょさんしせつ} 助産施設などに ^{しはら} 支払う ^{ひよう} 費用）

⑦ ^{せいぎょうふじょ} 生業扶助

- ◆ ^{しょうきぼ} 小規模な ^{じえいぎょう} 自営業を ^{いとな} 営むための ^{しきん} 資金または ^{きぐ} 器具を ^{しゅとく} 取得するために ^{ひつよう} 必要な ^{ひよう} 費用
- ◆ ^{しよくぎょうくんれん} 職業訓練など ^{しゅうしょく} 就職のために ^{ちよくせつひつよう} 直接 ^{ぎのう} 必要な ^み 技能を ^つ 身に付けるための ^{ひよう} 費用（^{ぎのうしゅうとくひ} 技能修得費）
- ◆ ^{しゅうしょく} 就職のために ^{ちよくせつひつよう} 直接 ^{きぐ} 必要な ^{ひふく} 器具や ^{ひよう} 被服などの ^{しゅうしょくしたく} 費用（^ひ 就職支度費）
- ◆ ^{こうとうがっこう} 高等学校等への ^{しゅうがく} 就学のための ^{ひよう} 費用（^{こうとうがっこう} 高等学校の ^{じゅぎょうりょう} 授業料など）

⑧ ^{そうさいふじょ} 葬祭扶助

- ◆ ^{しほうしゃ} 死亡者の ^{いそくまた} 遺族又は ^{ふようぎむしゃ} 扶養義務者が、^{せいかつこんきゅう} 生活困窮のため ^{そうさい} 葬祭を ^{おこな} 行うことができない ^{ばあい} 場合などの ^{そうぎひよう} 葬儀費用

※ 生活保護受給者に対しては、生活保護費の支給以外に、国や自治体などが各種負担の免除を定めている場合があります。

※ 生活保護開始後（開始日を含む。）に免除される負担等の

代表例は以下のとおりです。

具体的な免除の対象および内容は福祉事務所にご相談ください。

① 国民年金の保険料

② NHKの受信料

③ 固定資産税、住民税、県民税などの税金

6. 生活保護の受給中に守っていただくこと

○ 生活保護受給中は、以下の6つの義務を守っていただきます。

① 生活を保持し、向上させる義務

◆ 働くことのきる人は、できる限り早く就労し、また、現に

働いている人は、無理をしない程度に今よりも多く働いて

収入を増やす努力をしてください。

◆ 病気やケガのために働けない人は、医師等の指示に従い、

入院または通院を継続し、一日でも早く健康を回復できるよ

う、まずは療養に専念してください。

◆ 生活保護費は、支給の目的となった品目のために支出するも

のであり、生活保護受給前の借金やローンの返済のために

支出することは原則として認められません。

また、生活扶助は目的が明確に定められておりませんが、

過度な飲酒やギャンブルなどの遊興費として無駄づかいせず、

計画的に支出してください。

② ケースワーカーに必要な報告を行^{ひつよう ほうこく おこな ぎ む}う義務

- ◆ 世帯^{せたい}の人数^{にんすう}が増^ふえたまたは減^へった場合^{ばあい}（世帯^{せたい}の誰^{だれ}かが死亡^{しぼう}または転居^{てんきょ}したことにより世帯^{せたい}の人数^{にんすう}が減^へった場合^{ばあい}、世帯^{せたい}の誰^{だれ}かが結婚^{けっこん}または出^{しゅっさん}産^{さん}したことにより世帯^{せたい}に転入^{てんにゅうしゃ}者^{しょう}が生^{ばあい}じた場合^{ばあい}など。）には速^{すみ}やかにケースワーカー^{ほうこく}に報告^{ほうこく}してください。

- ◆ 世帯^{せたい}の誰^{だれ}かが就^{しゅうしょく}職^{たいしょく}（退職^{たいしょく}）した場合^{ばあい}や入^{にゅうがく}学^{そつぎょう}（卒業^{そつぎょう}）した場合^{ばあい}など世帯^{せたい}の状^{じょうきょう}況^{へんか}に変^{ばあい}化^{すみ}があつた場合は、速^{すみ}やかにケースワーカー^{ほうこく}に報告^{ほうこく}してください。

- ◆ 世帯^{せたい}の住^{じゅうしょ}所^{やちん}、家賃^{ちだい}や地代^かが変わ^{ばあい}った場合^{せたい}や、世帯^{せたい}の誰^{だれ}かが病^{びょういん}院^{にゅういん}などに入^{びょういん}院^{たいいん}した、または病^{びょういん}院^{たいいん}などを退^{ばあい}院^{すみ}した場合^{ほうこく}には速^{すみ}やかにケースワーカー^{ほうこく}に報告^{ほうこく}してください。

- ◆ 世帯^{せたい}の誰^{だれ}かが生^{せい}活^{かつ}保^ほ護^ご費^ひ以外^{いがい}の収^{しゅうにゅう}入^えを得^えた場合^{ばあい}（世帯^{せたい}の誰^{だれ}かが働^{はたら}いて収^{しゅうにゅう}入^えを得^えた場合^{ばあい}のほか、親^{しんぞく}族^{しおく}などから仕送^{しおく}りをもらった場合^{ばあい}、保^ほ有^{ゆう}していた資^し産^{さん}の売^{ばい}却^{きゃく}等^{とう}により処^{しょ}分^{ぶん}した場合^{ばあい}を
- 含^{ふく}む。）には速^{すみ}やかにケースワーカー^{ほうこく}に報告^{ほうこく}してください。

※ これらの報告が速やかに行われなかった、または事実と異なる報告が行われた場合には、受けられたはずの控除が受けられなくなる場合があるほか、過去に支給した生活保護費の返還が求められる場合があります。

【控除の例】

高校生のアルバイト収入について、申告すれば20歳未満控除が認められるほか、クラブ活動費、修学旅行費、学習塾費、大学受験料・入学金等に充てることもできます。

③ ケースワーカーの指導および指示に従う義務

- ◆ ケースワーカーが生活保護法の目的を達成するために行う指導または指示に従ってください。
- ◆ ケースワーカーが行う家庭内面接などの訪問調査活動に協力してください。
- ◆ ケースワーカーから収入申告書や資産申告書といった書類の提出を求められたときは、定められた期限までに提出してください。

※ ケースワーカーが生活保護受給者に対して行う指導または指示
 したがわなかった場合には、生活保護の変更、停止または廃止といっ
 た、生活保護受給者にとって不利益となる処分を受けることがあり
 ます。

④ 保有する資産の活用および他法他施策を活用する義務

- ◆ 土地・建物といった不動産、宝石その他の貴金属、自動車やオ
 ートバイ・原付(いずれも、福祉事務所が保有を容認したものを
 のぞく。)、解約返戻金のある生命保険等(例えば、生命保険に
 ついては返戻金がおおむね最低生活費の3か月分以下のもの、
 がくしほけん まんえんい か のぞ しさん
 学資保険であれば50万円以下のものを除く。))といった資産は、
 せいかつ げんそく かつよう しょぶん
 生活のために原則として活用(処分)していただきます。
- ◆ かくしゅねんきん てあて しょうがいしゃてちょう じりつしえんいりょう せいかつ ほ ご
 各種年金、手当、障害者手帳、自立支援医療など生活保護
 いがい せいど かつよう ばあい せいかつ ほ ご ゆうせん
 以外の制度が活用できる場合には、それらを生活保護より優先
 かつよう りょう
 して活用(利用)してください。

⑤ 扶養義務者からの支援

- ◆ おや 親、こ 子、きょうだいしまい 兄弟姉妹といった扶養義務者から支援を受けられる可能性のある場合には援助を受けてください（金銭の援助だけではなく、親戚付き合いといった精神的な援助を含む。）。

⑥ その他の生活上の義務

- ◆ やちん 家賃やちだい 地代のほか、でんきだい 電気代、だい ガス代、すいどうだい 水道代といった公共料金（りょうきん）は、たいのう 滞納することなく（しはら）支払ってください。
- ◆ お金（かね）の貸（か）し借（か）りはしないでください。
- ◆ 自動車（じどうしゃ）の保有（ほゆう）は原則（げんそく）として認め（みと）られません。また、他人（たにん）名義（めいぎ）の車（くるま）の使用（しよう）も認め（みと）られません。ただし、障害（しょうがい）のある方（かた）で要件（ようけん）を満た（み）した（ばあい）場合（ばあい）や、自動車（じどうしゃ）以外（いがい）の方法（ほうほう）で通勤（つうきん）が困難（こんなん）な場合（ばあい）で要件（ようけん）を満た（み）した（ばあい）場合（ばあい）に、保有（ほゆう）と運転（うんてん）が認め（みと）られる場合（ばあい）があります。また、早期（そうき）の自立（じりつ）が見込（み）まれる方（かた）など、処分（しょぶん）指導（しどう）が猶予（ゆうよ）される場合（ばあい）があります。

※ やちん 家賃やちだい 地代の支払い（しはら）については、福祉事務所（ふくしじむしょ）から家主（やぬし）などに直接（ちよくせつ）支払（しはら）う方法（ほうほう）（だいりゅうふ）に切り替（き）える場合（か）があります。

7. 生活保護費の減額および返還について

○ 生活保護受給者が生活保護費以外の収入を得た場合（借金など金銭の借入を行った場合を含む。）には、経費または控除が認められる部分などを除き、当月以降の生活保護費が減額または過去に受給した生活保護費の返還を福祉事務所から求められることがあります。

① 働いたことによる収入を得た場合

働いて収入を得たことを意図的に福祉事務所（ケースワーカー）に報告しなかったとみられる場合には、法律が定める範囲で加算金を徴収することがあります。

② 資産の売却等により収入を得た場合

資産の売却等には、不動産や自動車および貴金属の売却のほか、生命保険などの解約による解約返戻金や入院給付金の受取りなどが含まれます。

③ 各種年金を過去にさかのぼって受給することになった場合

生活保護受給開始後に、年金受給権があることが判明した場合
など、生活保護受給者が各種年金を過去にさかのぼって受給する
ことになった場合には、当月以降の生活保護費が減額されるほか、
年金受給権が生じた時点から現在までに支給された生活保護費の
うち、各種年金に相当する金額を返還していただきます。

④ 交通事故などの損害賠償や示談金を受けた場合

生活保護受給中に、交通事故や医療事故により損害賠償や示談
金などを受けた場合には、その中から一定の金額を控除した額を世帯
の収入として認定し、その収入として認定された金額を、原則
として過去にさかのぼって返還していただきます。

⑤ おや こ きょうだいしまい ふようぎむしゃ えんじょ う ばあい
親、子、兄弟姉妹といった扶養義務者などから援助を受けた場合

せいかつ ほ ご じゅきゅうちゅう おや こ きょうだいしまい ふよう ぎ む しゃ
生活保護受給中に、親、子および兄弟姉妹といった扶養義務者
えんじょ う ばあい しおく しんぞく こども あた
から援助を受けた場合（いわゆる仕送りのほか、親族が子供に与えた
おこづかいを含む。）には、当該援助に相当する金額について、当月
いこう せいかつ ほ ご ひ げんがく のうふしょ もち へんかん
以降の生活保護費を減額するか、納付書などを用いて返還していただ
きます。

こめ やさい かいさんぶつ しょくりょうひん えんじょ う ばあい
なお、米、野菜、海産物といった食料品などの援助を受けた場合
とうがいえんじょ そうとう きんがく どうよう あつか
には、当該援助に相当する金額について同様に扱います。

8. 生活保護受給中にケガや病気になった場合について

- 生活保護開始後は医療費は全額公費によりまかなわれます。

なお、医療を受ける場合は、福祉事務所が発行する『医療券』を持って、生活保護法で指定された医療機関で診療を受ける必要があります。

- 『医療券』の発行を求める場合には、病院に行く前に福祉事務所または行政局住民福祉課の窓口に『傷病届』を提出してください。

なお、夜間や休日といった時間外に病院に行く場合など緊急に医療を受ける必要がある場合には、医療機関に生活保護受給者であることを説明し、診療後に福祉事務所または行政局住民福祉課の窓口に『傷病届』を提出してください。

○ 生活保護開始後は医療扶助により医療を受けることができるようになるため、生活保護受給者は国民健康保険等に加入できなくなります。

そのため、それまで国民健康保険等に加入されていた方は、国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証等が使用できなくなるため、それらを保険者に返納してください。

会社の健康保険証や日雇健康保険証は継続して使用できますので、お持ちの方は事前に福祉事務所にご相談ください。

○ 入院したときの差額室料や保険が適用されない治療を受けた時は、ご自身でお支払いいただくこととなりますので注意してください。

○ 医師から、医療器具（メガネ、コルセットなど）・施術（あんま、マッサージ、はり、きゅう）等の必要があるとの指示があった場合には、福祉事務所にご相談ください。

9. 生活保護受給中に介護が必要になった場合について

○ 生活保護受給者についても、高齢または病気やケガにより介護が必要になった場合には、介護保険制度に基づく介護サービスを受けることができます。

○ 介護が必要になった方は、住民登録地の介護保険担当課（40歳以上65歳未満の方は福祉事務所の生活保護担当）に介護が必要かについての審査判定を受けてください。

○ 毎月の介護保険料の支払いは、65歳以上の生活保護受給者については、年金から差し引かれるか、または生活保護費（生活扶助）に介護保険料に相当する金額が上乗せされた上で、福祉事務所が直接支払いを行います。

なお、40歳以上65歳未満で医療保険未加入の方および40歳未満の方は介護保険料を納める必要がありません。

10. 生活保護の停止または廃止の際に必要な手続きについて

○ 生活保護受給者が、就労により最低生活費以上の収入を得られるようになった場合や、扶養義務者から扶養を受けることができるようになった場合など、生活保護を継続する必要がなくなった場合には、生活保護は停止または廃止されます。

○ 生活保護が停止または廃止された場合は、医療扶助を受けることができなくなるので、速やかに国民健康保険などの公的医療制度に加入してください。

また、生活保護廃止の理由が、就労により最低生活費以上の収入を得ることができるようになったからといった場合には、福祉事務所から『就労自立支援給付金』が給付される場合があるので、具体的な給付額を含め、福祉事務所にご確認ください。

○ 生活保護が停止または廃止された後、生活がふたたび困窮した場合には、いつでも生活保護の再開または再申請が可能なので、福祉事務所にご相談ください。

11. 生活保護に関する不服申し立てについて

○ 生活保護の受給は国民の権利であり、正当な理由なく必要な給付が受けられなかった場合には、行政不服審査法に基づく不服申し立て（審査請求）を利用することができます。

○ どのような場合に審査請求できるかについて、詳しくは福祉事務所にお尋ねください。

○ 審査請求は県知事あてに書面（審査請求書）を提出して行い、県知事は福祉事務所の判断に違法または不当な点がないか審査します。

また、県知事による審査の結果に不服がある場合には、厚生労働大臣に再審査請求を行うことができます。

田辺市福祉事務所